第六世代税理士用電子証明書について

令和7年7月３日

東海税理士会　デジタル・システム部
部長　小畑裕之

目次

①第六世代税理士用電子証明書・税理士認証カードの概要

②従来の（電子証明書）カードとの相違点

③カード取得時期・取得方法

④税理士認証カード受取り後の手続

⑤留意点

⑥周知動画URL

①第六世代税理士用電子証明書・税理士認証カードの概要

1. 第五世代電子証明書（現在の紫のカード）は令和8年3月31日に有効期限が到来するため、日税連が発行する第六世代の電子証明書への更新手続きが必要となる。
2. 第六世代の電子証明書はリモート署名方式を採用しており、会員へ送付されるカードには電子証明書が格納されておらず、クラウド上の署名サーバーにカードを使ってアクセスすることで電子署名が実行される。
3. 税理士全員へ書留郵便で事務所宛にカードが送付される。カードの受取り後に電子証明書を発行手続きを行う必要がある。
4. カードの名称は「税理士認証カード」である。このカードは税理士の本人確認に利用出来るため、会務のデジタル化に活用されることが期待される。

②従来の（電子証明書）カードとの相違点

・第六世代電子証明書による署名手続は、インターネット回線を利用してクラウド上の署名サーバーに格納されている電子証明書へアクセスし、電子署名を行う「リモート署名方式」を採用している。

・従来と異なる署名方式を採用しているが、第五世代の電子証明書と同様にカードリーダーに「税理士認証カード」をセットして、PIN（パスワード）を入力し署名手続きを行うため、作業自体は何ら変わらない。唯一の相違点は署名時にインターネット回線が必要。

・全会員に書留郵便にて事務所宛に送付され、従来のカードに比べて受取手続きが簡素化される。

・税理士本人を証明するカードとなるため、税理士会員一人につき1枚の発行となる。

③カード取得時期・取得方法

・東海会の会員へは令和7年8月25日以降、事務所宛に書留郵便にて順次発送が開始される。

・初回交付は申込み不要、税理士全会員に送付される。破損等による再発行は5,000円。

・7月新規登録者（7月下旬に日税連へ登録、8月1日証票交付式の会員）は8月初旬に発送される。

・第五世代のカードは7月15日申込書到着分をもって受付終了。

④税理士認証カード受取り後の手続1

1．日税連ホームページから「第六世代税理士用電子証明書　管理ツール」をダウンロードし、パソコンにインストールする。

2．（1）第五世代電子証明書またはマイナンバーカードをお持ちの場合は、管理ツールからオンライン申込みを行う。

・ICカードリーダライタが必要。

・マイナンバーカードの場合は署名用電子証明書のパスワード（6桁～16桁）が必要。

（2）いずれも持っていない場合は、書面での申込みとなり、添付書類として印鑑登録証明書や住民票の写し等が必要になる。

④税理士認証カード受取り後の手続2

3. 申込み完了後、認証局にて審査で実施、不備がなければ2週間程度で審査が完了。

4. 税理士認証カードを使用し、管理ツールから電子証明書作成及びリモート署名登録の操作を行うことにより、電子証明書が発行される。

・審査完了についてメールでのお知らせ等はなく、自ら管理ツールを開いて進捗状況を確認する必要がある。

・審査完了から何もしないでいた場合、25日、45日経過で日税連から督促の一般郵便が届き、60日経過で失効、オンライン申込みからやり直すことになる。

⑤税理士認証カード受取り後の手続3

5. 第五世代電子証明書の有効期限内に、利用者識別番号に現在登録している電子証明書を第六世代電子証明書へ更新する。

6. 税理士認証カードの万が一の破損・紛失に備えるため、予備としてマイナンバーカードの利用登録を推奨している。

・予備としての登録は有効な税理士認証カードが必要。

・署名用電子証明書のパスワード（6桁～16桁）が必要。公的認証サービス　ポータルサイト（JPKI利用者ソフト）で確認可能。

⑥留意点1

(1)第五世代電子証明書は令和8年3月末までは使用できる。

(2)電子署名を全く行う予定のない場合でも、税理士の本人確認に利用できることや、券面のバーコードは研修受講時等にも使用できるため、カードが届いたら大切に保管していただきたい。初期不良の可能性もあることから、出来れば受領後に券面情報の確認と、管理ツールからカードの動作確認を行っていただきたい。

(3)電子証明書を申し込む前に、税理士名簿の登録情報(氏名・住所等)が最新であることを確認する。変更がある場合は事前に変更登録申請きを行う。

(4)電子証明書の有効期間は5年だが、税理士認証カードの有効期間は10年となる。

⑦留意点2

(5)令和7年7月以降の新規登録者は第五世代税理士用電子証明書を持っていないため、
マイナンバーカードまたは書面での申込みとなる。

(6)ICカードリーダライタは、第五世代電子証明書対応で「Windows11対応」のものであれば、
引き続き使用可能である。

(7)リモート署名登録完了後、実際に電子証明出来るようにするには「国税受付システム」、
「地方税ポータルシステム」への電子証明書更新作業が必要。

(8)管理ツールのインストールされていないPCでは電子署名できない。複数のPCに管理
ツールのインストールは可能。

⑧留意点3

（9）iphone等のスマホ用電子証明書には対応していない。PCでの登録・管理のみ。

（10）税理士名簿に旧姓登録している方は、マイナンバーカードに戸籍名及び旧姓の両方が格納されていること、税理士名簿に通称名登録している方は、本名及び通称名の両方が格納されていることを確認する。

（11）マイナンバーカードを紐づけ後、物理的なマイナンバーカードの交換（期限切れや住所移転など）があった際には、改めてマイナンバーカードの利用登録が必要になる。

⑧留意点4

（12）令和7年8月以降、日税連のホームページにマニュアル・周知動画を用意するので、これに沿って手続きを行えば対応可能のはず。また、日税連のコールセンターの回線も増設予定。

問合せ窓口：日本税理士会連合会　電子認証課

電話番号：　03－5435－0940　メールアドレス：　icc@nichizeiren.jp

対応時間：　9:30～11:30、13:00～16:30　（土日祝、12/28～1/4除く）

※なお、ICカードリーダライタの設定や利用システム等に関する内容は各メーカーにお問合せください。

⑨周知動画（手続編）URL

①第六世代税理士用電子証明書の申込（5分　30秒）　https://player.vimeo.com/video/1085904546

②第五世代税理士用電子証明書による申込方法（6分　45秒）　https://player.vimeo.com/video/1085904729

③マイナンバーカードによる申込方法（8分　56秒）　https://player.vimeo.com/video/1085904870

④電子証明書の受領・リモート署名登録（3分　52秒）　https://player.vimeo.com/video/1085905054

⑤第六世代税理士用電子証明書利用のための
マイナンバーカードの登録（3分　12秒）　https://player.vimeo.com/video/1085905151

⑥第六世代税理士用電子証明書の署名手順（1分　30秒）　https://player.vimeo.com/video/1085905240

※パスワードはいずれも「 dairoku」となります。